



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
930 一般競争入札による落札者の決定(総務事務集中課)
- 人事委員会告示
11 平成18年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施
- 公告
公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標の公表
(総務学事課)

告 示

和歌山県告示第930号

乳房検診車の売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年7月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
乳房検診車
一台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成18年7月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大黒
和歌山市手平3丁目8番43号
- 5 落札金額
42,840,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,040,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年5月19日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(要綱において「育休任期付職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成18年7月18日

和歌山県人事委員会事務局長 川井政好
平成18年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験
(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	3人程度	総務関係又は福祉等に関する業務
一般事務・紀北	6人程度	総務関係、税務、生活保護、建設業許可関係又は福祉等に関する業務
一般事務・西牟婁	2人程度	福祉等に関する業務
農業・和歌山	2人程度	農業の経営指導等に関する専門的業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「西牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

勤務地は職員の育児休業の取得状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

- (1) 昭和25年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

試験の方法		内 容
第1次試験	教養試験 択一式	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験

第2次試験	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接
-------	------	--------------------

試験の内容は、高校卒業程度で行う。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成18年8月26日(土)午後1時30分	和歌山市田辺市	平成18年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成18年9月上旬	和歌山市	平成18年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 各振興局総務室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。
また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要な事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成18年7月31日(月)から受付を開始し、平成18年8月11日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年7月31日(月)午前10時から平成18年8月4日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電

子申請システムの管理運営上の都合により変更する
場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受
理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に
別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い
受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の
上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に
顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票
を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていな
い場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごと
に作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に
登載され、育児休業取得者が生じる場合に、任命権者
からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採
用者が順次決定される。採用は、おおむね平成18年10
月から開始される予定であり、任期は、おおむね8か月
以上で職員の育児休業期間が限度である。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、採用
候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料月額、おおむね137,445円であり、経
歴その他に応じて一定の額が加算される。(平成18年4
月1日現在)ただし、特例措置により給料月額の1%が
減額される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌
山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、
住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給さ
れる。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条
例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定に
より口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票
又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券
等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の
上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

	請求できる人	開示内容	開示期間

第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表日の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

公 告

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第1項及び第78条第1項の規定により、公立大学法人和歌山県立医科大学の中期目標を平成18年6月29日に次のとおり定めたので公表する。

平成18年7月18日

和歌山県知事 木村良樹

公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標

目次

法人の基本的な目標

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

2 研究に関する目標

3 附属病院に関する目標

4 地域貢献に関する目標

5 産学官の連携に関する目標

6 国際交流に関する目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

2 教育研究組織の見直しに関する目標

3 人事の適正化に関する目標

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

2 経費の抑制に関する目標

3 資産の運用管理の改善に関する目標

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

2 情報公開等の推進に関する目標

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標

2 安全管理に関する目標

3 基本的人権の尊重に関する目標

法人の基本的な目標

和歌山県立医科大学は、医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与する。

この目的を果たすため、特に以下の事項について重点的に取り組む。

- (1) 高等教育及び学術研究の水準の向上に資する。
- (2) 高度で専門的かつ総合的な能力のある人材の育成を行う。
- (3) 学生の修学環境の充実を図る。
- (4) 高度で先進的な医療を提供する。
- (5) 地域の保健医療の発展に寄与する活動を行う。
- (6) 地域に生涯学習の機会を提供する。
- (7) 地域社会との連携及び産学官の連携を行う。
- (8) 人類の健康福祉の向上に寄与するための活動を行う。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果

ア 学部教育

(ア) 幅広い教養、豊かな思考力と創造性を涵養し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成する。

(イ) 医学又は保健看護学を中心とする高度で専門的かつ総合的な能力を身につけた人材を育成する。

(ウ) コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材を育成する。

(エ) 地域医療及び健康福祉の向上に寄与するとともに、国際的にも活躍できる人材を育成する。

イ 大学院教育

(ア) 修士課程については、専攻分野における研究能力に加え、高度専門職を担うために必要な能力及び学識を備えた人材を育成する。

(イ) 博士課程については、自立した研究活動又は高度な専門性が求められる社会での活躍に必要な研究能力、基礎となる豊かな学識を備えた人材を育成する。また、国内外で高い評価を受ける指導的研究者を育成する。

(2) 教育内容等

ア 学部教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

- a 入学者選抜方法の工夫及び改善を図り、優秀な人材の確保に努める。
- b 地域の高等学校との連携の下に、多様な人材の獲得に努める。

(イ) 教育課程

- a 卒業までに学生が到達すべき教育目標を明確にし、カリキュラム全体の改善に努める。
- b 医療現場での実習の充実を図り、地域医療等について理解と関心を深めるための教育を推進する。

(ウ) 教育方法

- a 幅広い教養、豊かな人間性及び思考力・創造力を形成するため、教養教育と人間教育を充実する。
- b 学生が主体的かつ意欲的に学習でき、知的好奇心、科学的探求心及び問題解決能力を育む教育方法を採用する。
- c 医療に従事する者(以下「医療従事者」という。)として適切なコミュニケーション能力、患者の人権に配慮できる倫理観育成のための教育を充実する。

(エ) 成績評価

各授業科目の学習目標、目標達成のための授業の方法・計画及び成績評価基準を明確にし、厳正な成績評価を実施する。

(オ) 卒業教育との連携

個々の学生が卒業教育へ円滑に移行できるように、学部教育と卒業教育の連携を図る。

イ 大学院教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

本学卒業生のみならず、広く門戸を開き、人材の確保に努める。

(イ) 教育課程

- a 地域に根ざした大学院づくりを目指し、専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人又は医学の発展や社会福祉の向上を目指す研究者を育成する教育を行う。
- b 修士課程については、目的・役割を明確化し、研究者や高度専門職業人育成等に対応した教育

を行う。

- c 博士課程については、地域医療に対する貢献を中心に据え、高度先進的な教育を行う。また、関連分野の統合や広領域化を図り、基礎医学と臨床医学の連携による医学研究を推進する。

(ウ) 教育方法

- a 個性ある独創的な研究や共通性の高い研究の情報公開を推進し、多方面からの協力助言が得られる体制を構築する。
- b 大学院独自の教育研究の指導方法の改善を促進する。

(エ) 成績評価

研究活動及び専門能力を評価する体制を構築し、厳正な評価を実施する。

(3) 教育の実施体制等

ア 教育実施体制

教育に関する目標を実現するため、教職員を適切に配置し、組織的な教育実施体制を整備する。

イ 教育環境の整備

教育研究活動における施策を踏まえ、必要な施設・設備、図書、資料等の計画的な整備及び充実に努める。

ウ 教育の質の改善

- (ア) 個々の教員が実施する教育の内容及び方法を改善し、向上させるための組織的な研究・研修等の実施に努める。
- (イ) 教育の質の向上を図るため、大学の組織的な教育活動及び個々の教員の教育活動に対する評価を継続的に行う。

(4) 学生への支援

ア 学習支援体制の整備

学生一人ひとりの学習意欲の向上を図るため、学習支援体制を整備する。

イ 生活支援体制の整備

学生が心身の悩みや生活全般の問題に対して気軽に相談することができ、安心して学生生活を送ることができる支援体制を整備する。

ウ 留学生支援体制の整備

留学生が安心して教育研究活動を行うことができる支援体制を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等

ア 目指すべき研究の方向と研究水準

- (ア) 地域医療に貢献する研究を推進し、人々の健康福祉の向上に寄与する。
- (イ) 独創性に富み国際的に高く評価される研究水

準を目指し、基礎医学及び臨床医学の連携による、先端的で学際的かつ学融合的な分野の研究を推進する。

イ 成果の社会への還元

大学の研究成果を広く社会に発信し、県民の健康福祉の向上に寄与するとともに、産業界、NPOその他の民間団体等における応用を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備

ア 研究体制

独創性が高く、社会的要請の高い研究に即応できる研究者の確保や配置並びに組織的な研究ができる体制を目指す。

イ 研究環境

多様な研究者が、それぞれの能力を十分発揮するために必要な研究環境の整備に努める。

ウ 研究の質の向上

(ア) 個々の研究者が行う研究のほか、知的な成果の結集を図り目標を定めて行う組織的な研究を推進する。

(イ) 研究者がより意欲的に研究に取り組むことができるような評価制度を検討し、実施する。

エ 研究資金の獲得及び配分

競争的研究費及び外部資金の獲得に努め、適正な資金配分に努める。

3 附属病院に関する目標

(1) 教育及び研修機能の充実

ア 大学附属病院として、医学部・保健看護学部の学生に、幅広く充実した臨床教育及び実習の場を提供する。

イ 卒後臨床研修及び看護師の卒後教育など附属病院における医療従事者への研修・実習の充実を図る。

ウ プライマリケア、地域医療の充実や高齢者医療の充実、介護・福祉との連携などの医療課題への対応に必要な総合診療能力を育成するため、地域の医療機関や福祉施設等(以下「地域の関係施設」という。)とも連携しながら、卒後教育の充実を図る。

(注) プライマリケア：患者との継続した関係を築き、家族と地域の広がりの中なかで診療することに責任を持つ臨床医によって提供される総合的なヘルスケア

エ 地域の関係施設と適切に連携し、及び協力しながら、広く医療従事者に対する研修・実習の機会を提供していく。

(2) 研究の推進

ア 高度医療の推進に対する県民の期待に応え、難治性疾患等の原因解明や新しい診断及び治療の方法の開発等を一層進めるとともに、既存の方法の科学性

及び有効性を検証する研究を行う。

イ 質の高い治験を倫理的かつ科学的に適正に実施し、新しい治療法の進展をもたらす、医療や医学の発展に貢献する。

ウ 患者本位の医療のあり方についての研究と医療マネジメント的側面からの研究を推進し、医療の質の向上に努める。

(3) 地域医療への貢献と医療の実践

ア 地域医療の中核機関として高度医療の充実に引き続き努めるとともに、先端的医療を実践する。

イ 患者に信頼される患者本位の立場を再確認し、より良質な医療を実践する。

ウ 県行政及び地域の医療機関との連携及び交流により、救急医療、災害医療、へき地医療等の各医療体制の充実を支援する。

(4) 医療安全体制の充実

安全で質の高い医療を提供するための管理体制を確立するとともに、職員の安全管理に対する感性を高める。

(5) 病院運営

ア 病院業務を円滑に実施するための管理運営の在り方について十分検討し、その結果を病院運営に反映させる。

イ 健全な病院経営の確立のため、業務の効率化と財務内容の改善を図る。

(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携

ア 附属病院本院における高度医療・専門的診療による医師及び看護師の育成と、附属病院紀北分院における地域医療・総合的診療による医師及び看護師の育成など役割分担のもと相互の連携を図る。

イ 附属病院紀北分院については、高齢者医療、リハビリセンター等の地域特性を踏まえた機能の充実を図る。

4 地域貢献に関する目標

(1) 県行政及び地域の医療機関との連携及び交流により、救急医療、災害医療、へき地医療等の各医療体制の充実を支援するとともに、地域における医師をはじめとする医療従事者の充実に寄与する。

(2) 大学の研究成果を広く社会に発信し、産業界、NPOその他の民間団体等との協力・連携を通じて研究成果の応用を推進する。

(3) 地域に開かれた大学として、広く医療従事者に対する研修・実習の機会を提供する。

(4) 地域住民への生涯学習の機会を提供し、健康福祉の向上への意識高揚に努める。

(5) 医療系大学の特性を活かして、県及び市町村等の行政が実施するプロジェクトに参画する。

5 産学官の連携に関する目標
産学官の連携については、大学の特性を活かし、基本的な理念や方針を明確にし、主体的かつ戦略的に取り組む。

6 国際交流に関する目標
外国の大学や研究機関等との連携及び交流を推進することにより、大学機能の活性化を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標
(1) 理事長を中心として、機能的かつ効果的な大学運営を実現する。
(2) 県民の健康福祉の向上のため、地域における医師をはじめとする医療従事者の充実には寄与するための全学的な地域医療支援組織を構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標
学術研究の動向や社会の要請等に適切に対応し、大学の個性化を図るため、大学の教育研究組織については、柔軟かつ機動的に編成する。

3 人事の適正化に関する目標
(1) 優れた人材を確保するための多様な任用制度の導入及び水準の高い教育・研究・医療を実現するための柔軟な人事システム等を検討する。
(2) 教職員の能力の開発・向上や専門性等の向上に資するため人材育成制度の充実を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標
法人における主体的な大学改革の推進や教育・研究・医療など大学機能の一層の充実を図るため、法人経営と教学の双方に精通した高度な専門性を有する事務組織の構築を目指すとともに、効果的かつ効率的な法人経営に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
科学研究費補助金、共同研究・受託研究等の外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標
予算を効率的に執行するため、財務状況の分析を行い、管理的経費の見直し及び節減に努め、財務内容の向上を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標
資産状況を把握し、効率的かつ効果的な資産運用を図ることにより経営の向上を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標
自己点検・評価や第三者評価等を行うことにより、大学の教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その結果

を大学運営の改善と活性化に反映させるとともに、これを公表し、社会への説明責任を果たす。

2 情報公開等の推進に関する目標
(1) 県民への説明責任を果たし、県民に一層開かれた大学を目指すため、法人の業務等の状況について、積極的に情報を公開する。
(2) 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱う。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
(1) 施設及び設備については、長期的な視点に立ち、教育・研究・医療の各活動における施策を踏まえて必要性を検討し、計画的な整備に努める。附属病院紀北分院については、大学内及び地域医療における役割分担を果たせるよう医療環境の整備を図り、健全な病院経営に努める。
(2) 既存の施設及び設備の有効活用を推進するとともに、適正な維持管理に努める。

2 安全管理に関する目標
(1) 患者、訪問者、学生、職員及び周辺地域の住民の安全・衛生の確保のため、適正な体制整備を行い、組織を挙げた取組を進める。
(2) 天災、人災等不測の事態への対応等多岐にわたる危機管理体制を確立する。

3 基本的人権の尊重に関する目標
基本的人権を尊重した教育研究及び職場の環境を構築するとともに、教育研究や医療に当たっては、常に人権の尊重を念頭においた取組を行う。さらに、法人は、人権に関わりの深い業務を担っていることから、職員に対する研修を行うとともに、県民に対しても必要な情報の発信に努める。

別表 (学部、研究科)

学 部	医学部 保健看護学部
研究科	医学研究科 保健看護学研究科 (仮称)

(注) 保健看護学研究科については、名称、設置時期、設置形態について現在検討中である。